

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

- 国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」（平成30年12月変更）（以下「基本計画」という。）が策定された。
- 茨城県においても、平成29年2月に「茨城県国土強靱化計画」（以下「県計画」という。）が策定されている。
- このことから、かすみがうら市でも、基本法、国や県の基本計画を踏まえ、「かすみがうら市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2 計画の位置づけと計画期間

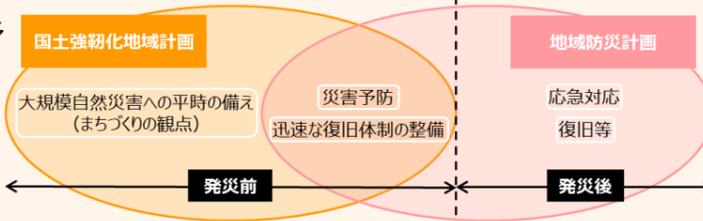
(1) 計画の位置づけ

- 本計画は基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、国土強靱化の観点から、本市の様々な分野の計画等の国土強靱化関連部分について指針となる計画である。



(2) 国土強靱化地域計画と地域防災計画

- 「かすみがうら市地域防災計画」は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定め、予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっている。
- これに対して国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心にまちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となっている。



(3) 計画期間

- 本計画の期間は、令和3年から令和5年までの3年間とする。

第2章 かすみがうら市における国土強靱化の基本的な考え方

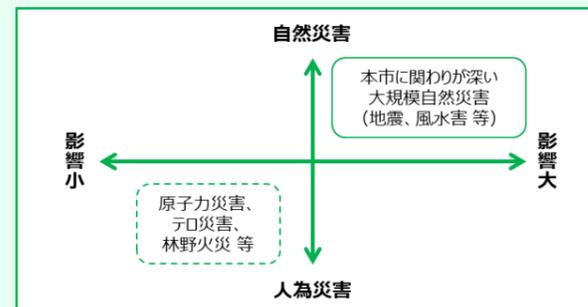
1 計画の基本目標

【基本目標】

- I 人命の保護が最大限図られる
- II 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

2 計画の対象とする災害

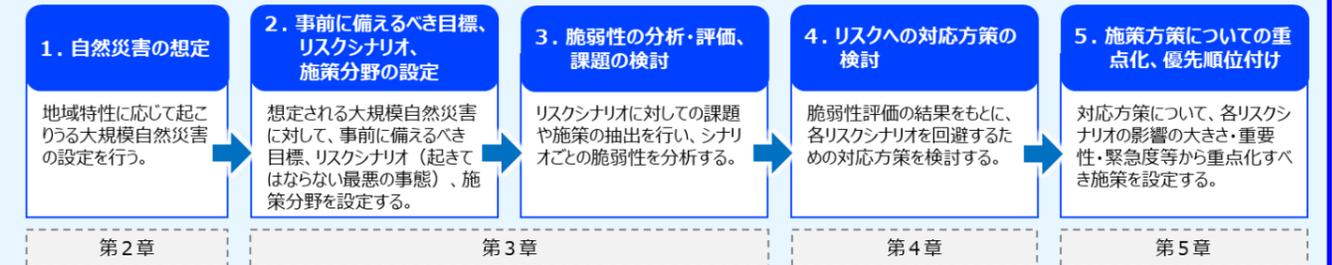
- 本計画の対象とする災害としては、基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、県計画と同様に本計画においても、当面、「大規模自然災害」を対象とする。
- 「大規模自然災害」の範囲については、本市に甚大な被害をもたらすと想定される「自然災害全般（地震、台風・竜巻・豪雨などの風水害等）」とする。



第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

- 本市の脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するため、現在の施策の脆弱性を明らかにするために実施するものである。



2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

- 本市においては、基本計画及び県計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、29の「リスクシナリオ」を設定した。（次頁参照）

3 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）

- 本市では、基本計画及び県計画を踏まえ、7の個別施策分野と、2つの横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
A 行政機能／防災・消防	A リスクコミュニケーション
B 住宅・都市・土地利用	B 高齢化対策
C 保健医療・福祉・教育	
D 産業・農林水産業・エネルギー	
E 情報通信・交通・物流	
F 国土保全・環境	
G 地域防災・地域防犯・地域福祉・地域活動	

4 脆弱性評価の実施

- 各リスクシナリオを回避するための現行の施策について、施策の推進状況や課題を踏まえて、現行の施策が十分であるか、脆弱性の分析・評価を実施した。

5 脆弱性評価の結果

- 脆弱性評価にあたり、次の考え方から施策を推進する。
 - ①ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進
 - ②関係機関との連携

第4章 かすみがうら市における国土強靱化の推進方針

- 脆弱性評価の結果に基づき、各リスクシナリオを回避するための推進方針を施策分野別に整理した。

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の見直し

- 本計画を基本として、国土強靱化に係る市の他の計画について、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて計画内容の修正を行うこととする。
- 本計画は、毎年度の施策の進捗状況により、必要に応じて、見直すこととする。

2 施策の進捗管理とPDCAサイクル

- 本計画では毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検討し、必要に応じて改善を図りながら、強しなやかな地域づくりを進めていく。



3 施策の重点化

- 限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、優先度の高いものについて重点化しながら、取組を進める必要がある。本計画では、優先的に推進する施策の重点化プログラムを設定した。（次頁参照）

■ リスクシナリオとそれらを回避するための具体的な施策

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		主な推進方針
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の倒壊による多数の死傷者の発生	防災拠点や避難所・避難場所の機能確保／消防施設等の整備／住宅・建築物等の安全対策／空き家対策／公園等施設整備／適正な土地利用の推進／福祉・介護等との連携強化／学校施設等整備／児童生徒の安全対策／市民等への災害情報の伝達／防災意識の高揚、防災教育の実施／地域防災力の向上
		1-2	大規模火災による多数の死傷者の発生	火災予防に関する啓発活動／地域の消防力の確保／道路等整備対策
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な浸水等による多数の死傷者の発生	森林の適切な整備・保全／総合的な土砂災害対策／総合的な治水対策
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	孤立可能性地区における対策の推進
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備／避難所対策／上水道施設の耐震化／公民館・スポーツ施設整備／道路の防災・減災対応及び耐震化／緊急輸送体制の整備／要配慮者対策／外国人対応／総合的な治水対策（再掲）
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防体制の整備／消防広域応援体制の整備／救急医療体制の充実／防犯体制の強化
		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	帰宅困難者対策／物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備（再掲）／商業・観光における災害対応
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	救急医療体制の充実（再掲）／地域医療の推進／道路の防災・減災対策及び耐震化（再掲）
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	感染症予防対策／下水処理施設の整備
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所対策（再掲）／下水道施設の耐震化／地域医療の推進（再掲）／福祉・介護等との連携強化（再掲）
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	業務継続体制の整備／市職員について／相互応援体制の整備／首都直下地震等への対応
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	情報の収集・伝達体制の確保／市民等への災害情報の伝達（再掲）／電源の確保
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	情報の収集・伝達体制の確保（再掲）／市民等への災害情報の伝達（再掲）／電源の確保（再掲）
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	情報の収集・伝達体制の確保（再掲）／児童生徒の安全対策（再掲）／市民等への災害情報の伝達（再掲）／電源の確保（再掲）
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	産業用地の整備／リスク分散を重視した企業立地等の推進／商業・観光における災害対策
		5-2	基幹的陸上湖上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	帰宅困難者対策（再掲）／道路等整備対策（再掲）／産業用地の整備（再掲）／農林水産業生産基盤等の災害対応力の強化
		5-3	食料等の安定供給の停滞	物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備（再掲）／農林水産業生産基盤等の災害対応力の強化（再掲）
		5-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	農業水利施設等の耐震化
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	森林の適切な整備・保全／エネルギーの安定供給／ライフラインの災害対応力の強化
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	上水道施設の耐震化（再掲）／ライフラインの災害対応力の強化（再掲）
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の耐震化（再掲）／ライフラインの災害対応力の強化（再掲）／下水処理施設の整備（再掲）
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止	帰宅困難者対策（再掲）／林道の整備／地域交通環境の整備／自転車活用の推進
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	火災予防に関する啓発活動（再掲）／地域の消防力の確保（再掲）／道路等整備対策（再掲）
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	幹線道路・生活道路について／歩道について
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	原子力災害対策の推進／災害廃棄物等の処理体制の整備／有機物質等の拡散・流出対策
		7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃	農林水産業生産基盤等の災害対応力の強化（再掲）／森林の適切な整備・保全（再掲）／林道の整備（再掲）
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物等の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物等の処理体制の整備（再掲）
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	道路啓開等の復旧・復興を担う人材の確保／ボランティアの活動体制の強化
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	文化財保護